

令和2年度

南アルプス市
国民健康保険運営協議会会議録

令和2年7月29日 開会

令和2年7月29日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和 2 年度

南アルプス市国民健康保険運営協議会

7 月 2 9 日

令和2年7月29日
午後7時00分 開議
於 市健康福祉センター2階大会議室

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 部長あいさつ
4. 職員自己紹介
5. 議事
 - 諸般の報告
 - 議事録署名委員の指名
 - 議事案件
 - (1) 国民健康保険税条例の改正について
 - (2) 国民健康保険の状況等について
 - (3) 特定健診等について
 - (4) その他
 - ・オンライン資格確認について
6. その他
7. 閉会

出席委員(17名)

清水 栄 男	桐 生 友 明
森 本 秀 夫	吉 元 誠一郎
塩 田 保 朗	望 月 定 子
戸 澤 英 子	長 田 悦 子
櫻 田 美佐子	本 多 眞 澄
和 田 哲 子	深 沢 眞 吾
齊 藤 和 磨	河 野 裕 樹
功 刀 仁	塩 谷 進
池 川 正 美	

欠席委員(2名)

功 刀 秀 樹	小 山 篤
---------	-------

議事録署名委員

森 本 秀 夫	長 田 悦 子
---------	---------

出席者

国保事務局	部 長	竹 野 浩 一
	課 長	西 野 文 人
		清 水 充
		荻 野 尚 子
		中 島 智 史
		中 島 陵
		内 田 健 斗

開会 午後 7時00分

○事務局

皆さん、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまより南アルプス市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

若干、委員の皆さま方におきまして、少し遅れる旨の連絡が3名ほど入りましたので、先に始めさせていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、夜分お疲れのところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の進行をさせていただきます、国保年金課長の西野と申します。よろしくお願ひします。昨年から引き続きまして2年目でございますので、よろしくお願ひします。

会議に先立ちまして、本協議会でございますが、本来7月の国保税算定決定前に開催し、皆さま方よりさまざまなご意見をいただくところでございましたが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、感染の拡大防止に努めるということで、人が集い密になることを避けるために、市役所全体の会議について開催を見合わせていたところでございます。

今般、国の指針が示され、市におきましても、会議を開催する会場などのガイドラインを定めることとし、本日、皆さま方1人1つの机、間隔をあげ、また換気をするという形で、本日開催することになりました。

会議の開催が遅れてしまったことにつきましてご了解いただきたいと思ひます。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

はじめに、会長あいさつ。

和田会長からごあいさつをいただきたいと思ひます。

和田会長、よろしくお願ひいたします。

○会長

皆さま、こんばんは。

本日は、夜分お疲れのところ、令和2年度第1回国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の梅雨は、中休みのない連日の雨続きで、雨量は例年の3倍以上、また、日照時間は3分の1以下だということです。さまざまところで悪影響が出ているとのこと。日本各地で雨による大災害も起きております。

加えて、新型コロナウイルスが世界各地で依然として猛威を振るい、日本においても終息の兆しが見えない状況です。外出自粛の要請は解除されたものの、私たち一人ひとりの責任ある行動により、これ以上の感染拡大は何とか止めなければならないと思ひているところです。1日も早くワクチンと治療薬が開発されることを信じ、新型コロナウイルスと人類が共存できる日まで、もうしばらく不自由な生活を頑張ろうと思ひております。

このような状況の日々の中、本日は大変ご苦勞さまでございます。

なお、議事がスムーズに進みますよう、皆さまのご協力をお願ひ申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、部長あいさつ。

竹野市民部長からごあいさついたします。

○事務局

皆さん、改めまして、こんばんは。

本日は、大変お忙しいところ、国民健康保険運営協議会へご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、この4月に市民部に配属になり、市民部長として国保に携わっております。竹野と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本来であれば、本日、金丸市長から皆さま方にごあいさつを行うところでございますが所用のため欠席でございます。改めまして、皆さま方には、ご審議等をよろしくということ承っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本来、何も起きていない年では、今ごろはテレビを見ていただいて、東京オリンピック、こちらの観戦をしていたところではないかと思えます。「がんばれ、日本」と選手に声援を送っていたのではないかと思うところですが、先ほど会長からも話があったとおり、コロナ禍の影響でオリンピックは1年延期、さらに第2波とも言われるような感染が増加してきて、本日、東京で250人、大阪でも200人超ということで、拡大が広がっているそうです。全国的には、約3万3千人弱の感染者、また死亡者も1千人を超えているというような報道があります。県内でも90人の感染者、うち1名が亡くなっているということで、今はオリンピックの選手に向かうはずであった声援が、国民みんなに「がんばろう、日本」というような形で、互いに励まし合いながら生活していかなければならないと、この禍災を乗り越えていまいしょうと、国民の結束のような形の掛け声に変ってくるのではないかと思います。

当協議会は、医師の方もおられますので、議事の中で医療現場の現状なども話し合いをしていただけるかとは思いますが、いずれにしても早期に新薬、また治療薬、また予防ワクチン、こういったものが開発されるということを願っているところでございます。

さて、前置きが長くなりましたけれども、この協議会は、国民健康保険事業の適正な運営のため、予算や制度改正など、重要な事項についてご審議いただき、ご意見や答申をいただくことを役割としています。

国民健康保険制度は、平成30年4月から各都道府県が国保財政運営の責任主体となりました。国民皆保険の最後のよりどころである国民健康保険制度を守るため今回の制度改革に至ったわけですが、責任主体が県となっても現状は各市町村により状況が異なるため、すべて統一されているものではございません。特に、税率については、各市町村で決定しているのが現状でございます。

しかしながら、将来的には、県内どこに住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同一になるよう、現在、市町村の事務担当者を中心に協議を進めているところでございます。

本市の国保財政につきましては、2020年度から団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保加入者が大きく減少いたします。これに伴って国や県の保険料統一に向けた取り組みを注視しながら、被保険者の皆さまが安心して医療を受け、健康的な生活を送ることができるような確かな運用に努めてまいりたいと思っております。

今まで以上に国保運営へのご協力、お力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます、ごあいさついたします。

よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、ここで職員の紹介をさせていただきたいと思います。

4月の人事異動に伴いまして、国保年金課の職員も変わっております。簡単にご紹介させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

《職員紹介》

それでは、次第5の議事に移りたいと思います。

本日は、市長の諮問事項はありませんが、その他を含め4つの議事がございます。

運営協議会の会則第5条第1項の規定により、和田会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○会長

座ったままさせていただきます。よろしくお願ひします。

諸般の報告。

まず、諸般の報告について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

国保年金課長の西野です。

座って申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

まず、委員の出席状況を含め、何点か報告させていただきます。

はじめに、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、会議の成立についてご報告いたします。

本日の会議に際しまして、はじめに欠席者の報告をさせていただきます。

公益代表民生委員の鯨刀委員から、本日の会議に欠席する旨の連絡をいただいております。

また、小山薬剤師の先生でございますけれども、少し遅れるという連絡が入っておりますので、よろしくお願ひします。

本日19名の委員の皆さまのうち、現在17名の委員が出席しており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、本会議では、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご意見、ご質問等をされる場合は、名前をおっしゃってからご発言くださいますようよろしくお願ひいたします。

また、本運営協議会の会議は、公開で行うものとされております。運営協議会の開催および公開については、あらかじめ市のホームページにおいて周知しております。

また、会議の公開は、南アルプス市議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることとしております。本日は、会議の公開にあたり、定員5名と周知しておりましたが、本日は傍聴希望者がおりませんので、ここにご報告させていただきます。

続きまして、2点ほど報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として国民健康保険税の減額減免、および傷病手当金の支給についてでございます。

この件につきましては、国保条例および国保税条例の一部改正を行い実施するため、本来、協議会を開催し、皆さまにご意見を伺うところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の関係で会議を開催できなかったところで。

また、迅速な対応が必要であると判断させていただきまして、あらかじめ、ご通知をさせていただいたところでございます。

それでは、資料により説明させていただきます。資料の3をお手元にご用意いただいでよろしいでしょうか。報告事項になります。

1 ページをご覧くださいと思います。

この原稿につきましては、すでに7月の南アルプス市広報紙へ掲載させていただいたものでございます。

まず、1点目に、国民健康保険税の減免についてでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次に該当する場合は、国民健康保険税の減免を受けることができます。

対象世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方。重篤な傷病といいますのは、おおむね1カ月以上の傷病をされた方ということでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方ということでございます。この収入減少につきましては、事業収入、給与収入等のいずれかが、前年に比べて3割以上減少する見込みであるということと、前年の所得金額が1千万円以下である。また、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であるという方に対しまして、昨年度の所得金額に応じて、全部または一部の減免を実施しております。

対象となる保険税でございますが、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限が設定されている保険税となります。

現在、もう皆さま方のお手元にも国税の納付書が届いております。こちらの減免申請、また納税課で行っております納付猶予につきましても、多くの相談、申請に来ている状況でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染に対しまして、傷病手当金の支給も行っております。国保の被保険者で事業主から給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、仕事を欠勤することを余儀なくされた場合、次の要件に該当する方には傷病手当金を支給しております。

対象者といましては、南アルプス市の国保に加入されている方、また、給与の支払いを受けている方、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合も含まれます。療養のため就労することができず、給与の全部、または一部を受けることができないという方に対しまして支給を行っております。

支給の対象期間でございますが、就労ができなくなった日から起算いたしまして、4日目以降の就労ができない期間を支給対象としております。

計算方法につきましては、直近の3カ月の給与収入の合計を3カ月の就労日数で除しまして、それに3分の2を掛け、就労できない日数を掛けたものが支給額ということになります。

適用期間につきましては、令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため就労することができない期間ということで定めております。

今現在7月末、8月、9月ということでございますので、国から全国の各市町村に傷病手当金を支給するという事となっておりますので、おそらく延長になるのではないかとこのように思っております。

前にも説明いたしました保険税の減免についての財源、ならびに傷病手当金の支給財源につきましては、すべて国において賄われることとなっております。

以上が、新型コロナウイルス感染対策として、すでに実施させていただいているものでございます。

続きまして、2点目といたしまして、本算定を行っています。つきましては、本算定の結果について、こちらの資料により、中島のほうから説明し、報告させていただきます。

○事務局

国保年金課の中島です。

資料の2ページになります。

令和2年度の本算定結果について、資料により説明、報告いたします。

本資料につきましては、7月広報紙にて掲載し、すでに被保険者の皆さまに周知させていただいております。

まず、はじめに、保険税率、保険税額についてですが、2月の運営協議会におきまして、皆さま方に諮問させていただき、答申をいただいたので、市長により据え置きと決定させていただきました。

また、当協議会においてご説明させていただいた時、地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の見直し、ならびに保険料軽減に伴う所得判定金額の拡大を行ったところでございます。

続きまして、3ページになります。

上段が令和2年度の本算定の結果の状況でございます。左側の世帯数につきましては9,747世帯、被保険者数については1万6,073人です。右側の保険税額は、15億6,978万9,700円でございます。

なお、退職者医療につきましては、令和2年3月31日をもって軽減措置が終了しておりますので、本年度の算定はございません。

下段になりますけれども、昨年度と比較いたしますと、世帯数につきましては212世帯の減、被保険者数につきましては530人の減となっております。

本年度の特徴といたしまして、所得割対象額が被保険者数に比例することなく2億円程度の所得割対象額が増額となっております。内容を分析いたしましたところ、株式所得、土地譲渡所得による影響によるものです。

このような状況で、年間保険税額につきましては、昨年度と比較いたしますと約2,800万円ほどの減となっております。

以上で、令和2年度の本算定の結果について、ご報告させていただきました。

○事務局

以上で、議事に先立ちまして、事務局からの諸般の報告を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長

議事に先立ちまして、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名します。

会議録署名委員に、森本秀夫委員、長田悦子委員を指名します。

森本委員、長田委員には、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、第1号議案である国民健康保険税条例の改正について、事務局より説明願ひます。

○事務局

それでは、説明のほうをさせていただきます。

お手元の資料の中の資料4をご覧ください。

国民健康保険税条例の改正が2点、予定されています。

本来でありますと、条例を改正する場合には、運営協議会で諮問する事項であります。税制改正に伴い地方税法が改正されたため、議事にて説明いたします。

1点目は、地方税法の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されました。特別控除等は、土地、建物を売った時の譲渡所得の金額の計算上、特例として特別控除が受けられます。施行期日は、令和3年1月1日となります。

1枚めくっていただきまして、2枚目、こちらが条例の新旧対照表であります。左側が改正案で真ん中ぐらいの下線部分になりますが、租税特別措置法第35条の3第1項の特別控除の規定が追加されています。

続きまして、もう1枚めくっていただきまして、概要につきましては、こちらの情報ひろばの黄色い部分になりますが、ご覧ください。こちらは、来月号の広報紙の原稿であります。

利用ニーズが低下する土地が増加する中で、土地の譲渡の促進が利用管理の確保などを目的として、個人が所有する譲渡価格が500万円以下の低未利用土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円が控除されます。特別措置の適用を受けるためには、低未利用土地である確認書が必要となります。

適用の対象期間は、今年の7月1日から令和4年12月31日までとなります。

適用対象となる譲渡の要件は何点かありますが、③譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えたものを譲渡する必要があります。

改正案につきましては、9月議会に提案する予定であります。

続きまして、2点目になります。最後のページをご覧ください。

こちらは、令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税の見直しであります。2月の運営協議会において説明させていただきましたが、令和3年度から基礎控除額が33万円から43万円に見直されます。国保税の算定において所得が一定以下の世帯に対して軽減措置があります。

下の下線のある部分が、現行の軽減基準額が記載されております。7割、5割、2割軽減の判定には、基礎控除額の33万円を基準として区分されています。右側が改正後になりますが、基礎控除額が43万円に変更となり、給与所得者と公的年金等の支給を受けている方の合計数から1を引いた数に10万円を掛けた金額を加えます。こちらも令和3年度分の国保税の算定から適用となります。

制度改正に伴う軽減判定の基準の見直しとなりますので、今後内容を精査して議会へ提案していく予定でありますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○会長

ただいま事務局から説明がりましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

(な し)

ないようですので、次に、第2号議案 国民健康保険の状況等について、事務局より説明願います。

○事務局

お手元の資料1をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

本市の国保加入者の年齢構成を示すグラフになります。

まず、左側のグラフですが、南アルプス市全体の中で国保に加入している方の割合を示したものに なります。市の人口は、左上側に記載してありますが、6月末現在7万1,363人です。国保加入者は、そのうち1万5,597人、加入割合は21.9%となっています。

年齢別で見ますと、左の棒グラフのグレーのほうが市全体、青いほう为国保加入者の人数、赤い折れ線が加入者の割合になります。59歳までの加入率は低く、60歳以上の加入者が多い状況であります。特に70歳から74歳は、約80%が国保加入者となっています。

次に、右の円グラフをご覧ください。国保加入者の年齢構成をグラフにしたものです。

65歳から74歳まで合わせて46%を占めています。さらに60歳から64歳を合わせると加入者の半数を大きく超え、年齢構成が高い状況であります。

続いて、2ページをご覧ください。

こちらは、本市の国保加入者の推移を示したグラフになります。ブルーのグラフが加入者の人数、オレンジが世帯数になります。ご覧いただきますと、ブルーの加入者は右肩下がりで毎年度減少しています。75歳になり、国保から後期高齢者医療に切り替わる方が、昨年度で630人ほどいますので、今後もさらに減少が続いていくと考えております。

ページをめくっていただきまして、3ページをご覧ください。

こちらは、本市国保の保険給付費の推移を示したグラフになります。保険給付費とは、医療費のうち国保で費用負担をしている分の費用となります。ブルーのグラフが保険給付費の総額の推移です。平成27年度までは上昇傾向にありましたが、平成28年度からは減少しています。この要因は、1つは、薬価の改定の影響や加入者の減少が大きく影響していると考えられます。

オレンジ色の1人当たりの保険給付費のグラフをご覧ください。こちらの1人当たりの保険給付費は、右肩上がりとなっています。要因としましては、国保制度の課題である加入者の年齢構成が高いことにより、医療が必要な方の割合が高いこと、また、医療の高度化による医療費の増大が考えられます。

次に、4ページをご覧ください。

本市の国保税の調定額、収納率の推移を示すグラフになります。

税の調定額というのは、加入者の国保税額を算定して納付していただくよう通知した金額になります。調定額に対してどのくらいの率で納入されたかを示す比率が収納率となっています。

グラフをご覧くださいと、ブルーの棒グラフの調定額は、全体的に右肩下がりで減少の傾向にあります。これは、加入者数の減少により、税額も減少の影響を受けているものであります。

また、平成28年度に税率改定を行ったため一時的に調定額が増額となりましたが、その後の加入者の減少の影響により税額の減少が続いているものであります。

一方、折れ線グラフで示しました収納率につきましては、口座振替の推進などの取り組みにより向上しており、元年度は94.5%の状況でありました。国保財政の安定的な運営のためには、国保税の確保は大きな課題となっており、今後も税の確保のため収納率向上の取り組みを推進していきたいと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは、本市の令和元年度国民健康保険特別会計の決算見込み状況を示すグラフになります。左が歳入、右が歳出で、歳入の総額は73億8,186万円、歳出の総額は72億293万円の決算見込額となっております。

右側の歳出のうち、もっとも大きな割合を占めているのが、保険給付費で約48億円、歳出の67%を占めています。この費用を補うための財源が、左のグラフの歳入の県支出金になります。国保制度改正により保険給付費に係る費用は、すべて県から交付金として市の歳入に入ることになりました。

右が歳出のグラフになりますが、2番目に大きな割合を占めているのが納付金です。約21億円、歳出の29%を占めます。この納付金は、市町村が県に納めるものですが、納付金の費用を補うための歳入は、歳入の国民健康保険税や他会計繰入金、基金繰入金などの歳入になります。国民健康保険税を確保していくことが、安定した財政運営には必要となります。

続いて、6ページをご覧ください。

こちらが、本年度の国保の特別会計の予算状況を示したものになっております。歳入歳出の総額は、72億1,282万円の予算となっております。予算を編成するにあたり、歳入歳出予算に不足する財源は、基金繰入金として国民健康保険財政調整基金を充てて補いました。

以上で説明を終わります。

○会長

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に、第3号議案 特定健診等について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明をさせていただきます。

資料の5をご覧ください。

まずは、特定健診の実施状況についてですが、平成30年度南アルプス市の受診率は55.7%で、県内13市の中では甲州市に次いで第2位となります。山梨県の受診率が45.7%、全国平均が37.9%と比較すると、かなり高い受診率です。

次に、資料の2ページをご覧ください。

受診率の5年間の推移ですが、昨年度、南アルプス市が55.1%だったので、0.6%上昇しています。多くの方に受診をしていただき、病気を早期に発見し、早期に対応することで、本人の健康のみではなく、医療費の削減につながることから、受診率向上に向けては様々な取り組みを行っています。

特に受診率の低い40代から50代の男性に対しては、個別に受診勧奨を行いました。なかなか受診に結び付かない状況です。

今年度も勧奨方法などを工夫した上で受診勧奨をしたいところですが、コロナの影響で勧奨ができない状況があります。

受診率の向上に関しましては、日ごろから愛育の皆さんによる回覧や声かけ、かかりつけの先生方による診療情報の提供なども受診率の向上に影響しています。日ごろから地域の皆さまや先生方のご協力に深く感謝申し上げます。

今年度は、新型コロナの影響で3密を避けるために積極的な受診勧奨ができなかったり、受診を控える方もいらっしゃるから受診率の低下が懸念されますが、少しでも多くの方に安心して受診していただけるよう人間ドックの受診期間を延長したり、巡回健診では、受付時間の延長や3密を避けるためにさまざまな対策を検討しております。

次に、特定保健指導の実施率について、資料の3ページをご覧ください。

平成30年度の実施率は62.6%で、13市の中では中央市に次いで第2位でした。

次に、資料の4ページをご覧ください。

指導実施率の5年間の推移を見ると、平成29年度よりも実施率が平成30年度低下していますが、県や全国平均と比べると実施率もかなり高い状況です。昨年度は、特定保健指導対象者の方々にウォーキングを習慣にさせていただきたいということで、健康増進課主催の健康わくわくウォーク事業への参加勧奨をし、多くの方々に参加していただきました。少しでも皆さんの健康習慣の改善につながればと思っております。

次に、医療費分析についてですが、資料の5ページをご覧ください。

この資料は、入院や外来でそれぞれどんな病気で医療費が多くかかっているのかが把握できる資料です。令和元年度入院で医療費が多くかかっていたのは、悪性新生物、循環器疾患、筋骨格疾患の順でした。ここ数年、精神疾患も含めて、この4疾患が上位を占めています。

次に、下の部分ですが、外来で医療費が多くかかったのが、糖尿病や脂質異常症などの内分泌疾患、透析などの慢性腎臓病を含む尿路系疾患、前立腺や卵巣、膵臓などの悪性新生物、高血圧や不整脈などの循環器疾患の順でした。

右側の入院と外来を合計した順位がありますが、最も医療費がかかっていたのは、第1位が慢性腎臓病の透析あり、次いで、糖尿病、高血圧、関節疾患、統合失調症、脳梗塞の順です。ここ数年、第1位から3位の順位は変わらない状況です。

南アルプス市では、国や県と比べて透析が必要な慢性腎不全や糖尿病、高血圧、脳梗塞などの割合が高いという状況があります。

食生活の改善に向けては、食生活改善推進委員の皆さまにもご協力いただき、減塩指導などを実施していただいておりますが、今後も引き続き、食生活の改善に向けた取り組みを継続していただきたいと思います。

また、透析の原因疾患として、6割が生活習慣病に起因するものであり、そのうち約6割が糖尿病と言われております。南アルプス市では、その割合が高いということもあり、糖尿病や糖尿病性腎症の重症化予防の取り組みも行っております。糖尿病が強く疑われるにもかかわらず病院を受診していない方に対しては、訪問による受診勧奨などを行っております。

また、健康増進課と連携しながら、糖尿病予防教室や重症化予防教室、慢性腎臓病の予防教室なども開催しております。

主治医の先生方にも教室への参加勧奨をしていただくなど、ご協力いただいておりますが、今後も先生方のご協力をいただきながら、重症化予防に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、歯科の状況について、資料の6ページをご覧ください。

特定健診時の質問票の調査結果ですが、南アルプス市では、「何でも噛んで食べることができる」という方の割合が、県や国と比べると少し高い状況でした。

次に、その下の歯科医療費の状況ですが、受診率は県よりも高い状況ですが、1人当たりの医療費がほぼ県平均と同じくらいの状況でした。

次に、一番下の表ですが、これは昨年5月診療分の疾患分類ですが、歯科に関する項目が、う蝕、歯肉炎及び歯周疾患、その他の3種類になりますが、内科も含めた全122疾患中、件数では、高血圧に次いで第2位が歯肉炎、第3位がう蝕。隣の日数では、第1位が歯肉炎、第2位が高血圧、第3位がう蝕。保険点数では、第1位が腎不全、透析ですね、そして、第2位が悪性新生物、統合失調症と続きますが、第5位にう蝕、第7位に歯肉炎と、歯科関連の疾患がいずれも

上位を占めています。

口腔機能の低下から低栄養やフレイル状態になる方も多いことから、今後も健康増進課と連携を図りながら、歯科保健にも力を入れていきたいと考えております。歯科の先生方にも今後ともご協力をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

(な し)

ないようですので、次に、第4号議案 その他ということですが、事務局からお願いします。

○事務局

それでは、説明をさせていただきます。

お手元にお配りをしてあります緑色のパンフレット、「2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります」をご覧ください。

中を開いていただきますと、パンフレットにも記載されておりますとおり、現在、国の施策として、医療機関窓口でオンラインによる医療保険の資格確認を行うことができるよう、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようにする制度改正、システム開発が行われているところであります。

2021年、令和3年3月からは、オンライン資格確認に対応した医療機関の受付にマイナンバーカードのカードリーダーが設置され、それにマイナンバーカードをかざすことで健康保険証の情報が確認できるようになります。利用できる医療機関については、2023年3月末を目途に今後増えていく予定となっております。

また、令和3年3月以降も現在お持ちの健康保険証は、今までと同様に使うことができます。

パンフレットを開いていただいた左側に、利用方法についての記載がございます。健康保険証として利用するには、マイナポータルでの事前登録が必要となりますが、今現在、マイナポータル上では、まだ登録ができる状態になっておりません。マイナポータル上での事前登録の開始時期については、国から示されたスケジュール上では12月ごろの予定となっております。

また、マイナポイントの申請をされる時に、保険証の利用の事前登録の予約ができることとなっておりますが、市の窓口でも予約登録の勧奨を行っていくこととしております。

今後は、パンフレットの右側に記載がありますように、ご自身の薬剤情報や特定健診情報、医療費の情報を確認できるようになっていく予定となっております。医療機関同士での情報共有が今後可能となるため、より多くの情報を基に診療を行うことが可能になってくるのではないかと考えられます。

また、オンラインで資格も確認できるようになるということですので、スムーズな資格確認による事務の効率化、資格過誤による請求誤りの減少などによる事務コスト削減などが見込まれております。

最後に、被保険者への周知につきましては、今後、広報紙等を通じて行っていく予定でおります。

以上で説明を終わります。

○会長

何かご質問ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(な し)

そのほかに何かありますでしょうか。

(な し)

そのほかにご意見等ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

以上で、本日のすべての議事が終了いたしました。

和田会長、ありがとうございました。

次に、次第にあります、6 その他に入りたいと思います。

委員の皆さま方からその他、何かございますでしょうか。

(な し)

ないようですので、事務局から2点ほど連絡があります。

○事務局

あらためまして、内田と申します。

私から2点、ご連絡がございます。

1つ目ですが、報酬の支払いについてです。委員の皆さまの報酬につきましては、昨年度までは2回分の報酬を年度末にまとめてお支払いさせていただきましたが、今年度より1回ごとのお支払いにさせていただきたいと思います。つきましては、今回の報酬は、8月末のお支払いを予定しております。

なお、委員報酬は、課税対象となりますので源泉徴収票が発行されますが、本年の支払い分は、令和2年分の源泉徴収票として来年の令和3年1月ごろにお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目ですが、次回の協議会の日程についてです。

本協議会は、年2回の開催を予定しております。つきましては、次回の協議会を2月ごろ行う予定です。近くなりましたら、皆さまに改めてご通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局

事務局からの連絡事項は以上となります。

それでは、以上で、本日の会議を終了させていただきますが、閉会の言葉を本多副会長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○副会長

皆さま、お疲れのところ、ありがとうございました。

たくさんの資料を提示していただいて、何か頭が追いついていかないような感じでしたが、説明を聞きながら、自分や家族のことを頭に置いて、健診をしっかり受けて、健康に気を付けていかななくてはいけないなとつくづく思いました。

以上をもちまして、南アルプス市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

お疲れのところ、ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

これをもちまして、本日のすべての日程を終了しました。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 7時53分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

国民健康保険事業
運営協議会長

会議録署名員

会議録署名員